

# 石川県新型コロナウイルス感染症に係る PCR 等検査無料化事業実施要領

## 1 目的

この要領は、薬局等の事業者が石川県新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業費補助金による補助により、無料検査を実施する場合に必要な事項について定めたものである。

## 2 定義

この要領において、「ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者」という用語の定義は「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）に定めるワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者とする。

## 3 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、次の事業として実施するものとする。

### (1) ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

次に掲げる無症状の者を対象として、「ワクチン・検査パッケージ制度」及び飲食、イベント、旅行等の活動に際して、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間事業者等の取組のために必要な検査を無料とする事業

#### ア 対象者

- ・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者
- ・12歳未満の子供

#### イ 実施期間

知事が別に定める日から令和4年3月末まで

### (2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、次に掲げる無症状の者に対し、検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業

#### ア 対象者

感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる者  
(石川県の住民たる者、ワクチン接種済・未接種を問わない)

#### イ 実施期間

感染拡大の傾向がみられる場合に知事が検査受検を要請する期間

#### 4 実施計画書の作成及び提出

事業者は補助対象事業に係る無料検査を実施するに当たっては、実施計画書（別紙1）を作成の上、事業所内の実施場所を示す図面を添付して知事に対して提出し、実施事業者として登録を受けなければならない。なお、実施事業者が本実施要領等に従った事業を実施することに違反した場合は、登録の抹消や補助金返還等の求め等を行う場合がある。

#### 5 検査実施方法

補助対象事業に係る無料検査について、以下の（1）または（2）の方法によって行うものとする。

（1）PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）

＜検査の内容・対象事業者＞

（i）PCR検査等に用いる検体（唾液に限る。以下同じ。）を本人が採取する際の立会い等並びに検査機関に対する検体の送付及び検査受検者への結果通知書等の発行の求め等【薬局、衛生検査所等又はワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者】

（ii）他の実施事業者から送付されるPCR検査等のための検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等【衛生検査所等】

（2）抗原定性検査

＜検査の内容・対象事業者＞

抗原定性検査に用いる検体（鼻腔ぬぐい液に限る。以下同じ。）を本人が採取し、検査を実施する際の立会い等、検体の検査結果の読み取り及び検査受検者への結果通知等の発行等【薬局、衛生検査所等又はワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者】

#### 6 検査に係る留意事項

（1）ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者が行う5（1）（i）又は5（2）に掲げる事業は、当該事業者の事業に関連して行う事業に限るものとする。

（2）5（1）（i）又は5（2）に掲げる事業を行う事業者は、検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより検体採取の立会いを行うことができる。

（3）5（1）（i）又は5（2）に掲げる事業を行う事業者は、離島、へき地その他地域の実情を踏まえ、知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより検査の受付、検体採取のためのキット等の送付、検体採取の立会いを行うことができる。

（4）（2）及び（3）において、当該事業者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

ア オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送によることについて検査申込者の同意を得ること

イ 検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること

ウ 検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること

エ 検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと

オ 検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること

(5) 5(1)(i)又は5(2)に掲げる事業を行う事業者は、次に掲げる事項を遵守する場合には、ドライブスルー方式により検体採取の立会いを行うことができる。

ア 当該事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること

イ 駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること

ウ 検査受検者のプライバシーに十分留意すること

(6) 5(1)(i)又は5(2)に掲げる事業を行う事業者は、次に掲げる事項に適合する検体採取の実施場所を確保しなければならない。

ア 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。

イ 当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。

ウ 十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

## 7 検査の受付

(1) 実施事業者は、検査受検を希望する者（発熱等の症状がない者に限る。）が申込書（別紙2）を提出した場合に、次に掲げる事項を当該検査申込者に遵守させた上、当該検査申込者に検査を受検させることができる。この場合において、原則として検査申込者からの予約は不要とする。

ア 身分証明書等の提示

イ 申込によって行われることとなる検査が当該補助金の対象になる旨又は対象ならない旨（会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に本検査の申込みをさせた場合を含む。）の明示

ウ イの明示の内容についての証明及び過去に当該補助金の対象となる検査を受けた回数（イにおいて、当該補助金の対象になる旨を明示した場合に限る。）

エ ウの回数となった理由の疎明（ウの回数が1か月につき3回程度となる回数を上回る場合に限る。）

(2) 申込書を提出された実施事業者は次に掲げる事項について検査申込者に説明しなければならない。

ア 仮に検査結果が陽性であった場合、検査申込者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと。また、その場合、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるようにすること。

イ 仮に検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査申込者は引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底する必要があること。

ウ 当該申込みにより実施された検査の結果は、受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかについての診断に用いることはできないこと。

エ 当該実施事業者が連携する検査機関

## 8 結果通知書等の発行等

(1) 実施事業者が、5(1)(i)に掲げる事業を実施する場合には、検査機関に対して、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を当該実施事業者に通知するよう、求めなければならない。

ただし、5(1)(ii)に掲げる事業を実施する検査機関が行うべきとされている結果通知書等の検査受検者への発行業務について、検査機関からの連絡に基づき、5(1)(i)に掲げる事業を実施する者が行うことは可能とする。この場合、これにより結果通知書等の送付が遅れることのないようにするなど、結果通知書等を有効に活用できる期間に照らし、時間的余裕をもって通知が行われるよう留意すること。

なお、検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とする。

(2) 実施事業者が、5(2)に掲げる事業を実施する場合には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、使用した検査キットの製品名、検査日、事業所名、検査管理者氏名、有効期限が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行しなければならない。ただし、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）に定める結果通知書の発行を要しない場合に該当する場合はその限りでない。

なお、検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とする。

(3) 結果通知書の様式例は別紙3のとおりとする。

## 9 週次の受検者・陽性者の報告

実施事業者は、週ごとに、前回の報告の後、当該実施事業者が事業を実施した者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数を別に定める様式により、報告しなければならない。

### 10 事業の実施に係る準用

その他事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」を準用するほか、5(2)に掲げる事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」の規定を準用する。

### 11 補助対象経費等

補助対象経費等は下記のとおりとする。また、その他、補助金の交付に関することは別に定めるものとする。

1 補助対象経費		2 補助率	3 補助限度額
(1)	検体採取や検査の実施場所※の初期整備に係る費用 (用地の取得や当該事業に関連のない経費は対象外)	10/10	(検体採取や検査の実施場所1か所あたり) 1,300,000円(税込)
(2)	検査等に係る費用		
ア	PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)		下記①+②の額(検査1回あたり) ①検査費用(検査キット原価、検査費用、送料等) 上限 8,500円(税込) ②各種経費 一律 3,000円(税込)
イ	抗原定性検査		下記①+②の額(検査1回あたり) ①検査費用(検査キット原価) 上限 3,000円(税込) ②各種経費 一律 3,000円(税込)

- ※1 検体採取や検査の実施場所については、以下の事項に留意して整備すること
- ・受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
  - ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。
  - ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

- ※2 特に高額な備品については、基本的にリースでの整備とすること。